

## 第 28 期目録委員会記録 No.17

### 第 17 回委員会

日時：2002 年 12 月 21 日（土）14-17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長、木村、原井、古川、増井、和中

欠席：乙骨、白石、堀井、室橋、横山

事務局：磯部

#### [配付資料]

1. [第 13 章改訂案]13-0-1221 (38 ページ A4、原井委員作成)
2. 電子資料の記述をめぐる争点 (1 ページ A4、古川委員作成)
3. 和漢古書 (3 ページ A4、増井委員作成)
4. 第 28 期目録委員会記録 No.16 (5 ページ A4、原井委員作成)

#### [連絡事項]

FRBR の仮訳は、本年 12 月 27 日までに和中委員宛ワードによって提出する。

#### [検討事項]

##### 1. 今期の目標

委員長から次の発言があった。年度末に向けて第 13 章を集中的に検討したい。だが我々の任期が終わる来年の 3 月末日までに、次の第 29 期に何を受け渡すかについてその枠組みを構想するのは難しい。しかも事態は流動的であるだけでなく、AACR2 2002 年版が物足りない内容であるなど閉塞状況でもある。しかし行く行くは目録規則を他のコミュニティとのやりとりを意識したものにしてゆきたい。第 13 章を終えたとともに今後につながる提言ができるような議論を多少ともしたい。

##### 2. 第 13 章について

原井委員が、配布資料 1 に沿って、注記（誤記・誤植に関する注記を含む）を整備したことや、冒頭の通則(13.0)を新たに入れ替えたことなどについて説明した後、この改訂案(以下「案」)に基づいて検討を行った。

##### (1)ウェブサイトという用語

・ウェブサイトとは、「ウェブのある場所」の意であり資料を指す言葉とは思われない。「ウェブサイト上の資料」とでもすべきか。様々な内容のものがあるので「ウェブ文書」は良くない。さらに検討したい。

・案の 13.0 における「完結する更新資料」は「完結を予定する・・・」と改める。また「ウェブサイト」は「更新されるウェブサイト」とし、ウェブサイトは資料を指す、とどこかで定義する。

#### (2) 変化に関する規定の 13.0.2.1A (通則) と 13.1.1.3 (本タイトル)

・なぜ案の通則内に「本タイトルの変化には」で始まる特定の書誌的事項に関する規定が含まれるのか。しかも 13.1.1.3 はこれと共通でありながら一部ずれている。削除するか、現行本文のように一般的な文言から始めるか、包括的な内容の条項を設けるか(第1章も)。

・記述対象・書誌レベルに関する規定と、本タイトルに関する規定を書き分ける。通則には、何をもって変更とするかとか、物差しは本タイトルであることなどを述べる(AACR2 の第 21 章的な役割をもたせる)。本タイトルの変化の詳細(13.0.2.1B と同別法)は本タイトルの条項に移す。

#### (3) 案の変化に関する規定どうしの整合性

・案の変化に関する諸規定を横断的に見ると不統一に気付く。まず 13.1.3.3 を 13.1.4.3 と比べると、前者での資料種別、書誌的事項の順が、後者では逆になっている。また同じく 13.1.3.3 を 13.4.1.3 や 13.4.2.3 と比べると、「記述」が「記録」に変わっている。このような不統一を防ぐには、まずどの書誌的事項にも通じることを想定した文型を作り、個々の書誌的事項に当てはめた後、修正すべきは修正する、という作業手順が必要なのではないか。

・「記録」に統一する。

・なお案の 13.1.5.1E 任意規定の末尾に「してもよい」とあるのは、任意規定であることと矛盾する。現行の言い切りの形を直す必要はない。

#### (4) 責任表示の規定(1.5.3)

・どのような場合に変更と見なし、どのような場合にそれに当たらないと見なすのかわからない。一般的なタイトルのときの 13.0.2.1B との関連が不明である。なおこの条項のみ「注記してもよい」ではなく「注記する」と言い切りになっているがその理由は何か。

・表現を吟味する。

#### (5) 通則と個々の書誌的事項に関する規定

通則内に個々の書誌的事項に関する規定が含まれている箇所は、1.2.0.0A (版表示) と 1.2.0.0B (付加的版表示) を本章にスライドさせた 13.2.0.0A と 13.2.0.0B にもある。また 13.4 にも見られる。13.2 の場合、個々の書誌的事項は 13.2.0.1 において初めて提示されるのに、それに先だって通則で規定しているのは、構成上の破綻である。13.2.0.0A は 13.2.1 に、13.2.0.0B は 13.2.3 に移すべきであって、横山委員作成のリストに加える必要のある横断的な問題点である。

#### (6) 順序表示

・13.3.0.0 の冒頭で「順序表示は、逐次刊行物の刊行の状態を示す」と規定しているのだが

ら、「更新資料については、」以下は不要ではないか。

- ・順序表示の内容を示すために 13.3.0.1 に「順序表示(巻次・年月次)」と表記してみる。
- ・用例中のスペースの表示に混乱があるかどうか点検する。また 13.3.0.2(区切り記号法)は元に戻す。

- ・13.3.1の「順序表示の範囲」は「順序表示とするものの範囲」とする。

#### (7) 出版者名の変化

・案では 13.4.2.3 で出版者名の変化を新記録の作成と結びつけているが、一般にはそのようには見なせない。

・ただし、ISBD(CR)で generic title の qualifier として採択される issuing body は、NCR ではその主たる qualifier である責任表示となることが考えられ、それが変化すれば新記録を作成する、ということはある。

#### (8) 「複製版」など

・13.7.1.1における「した」ではなく、カタログガーは作業しつつ NCR を参照することからすれば「する」が適切ではないか。

・13.7.3.0 での「とき」の重複、13.7.3.1 オ)での「場合」と「場合は」の共存などの問題は、全体をチェックしてみる。

・ISBD にならって変化に関する規定を章全体の通則内にまとめた方がわかりやすいかも知れない。

・13.7.3.2B でのみ「複製版」という用語が使用されている(この言葉自体は一般に使用されている)。とりあえず現在 NCR で広く使用されている「複製物」と改めて、13.7.3.2 を次のように細分する。版が A、タイトル変遷が B、複製物が C、付録が D。なお原継続資料に関する注記はまとめる。

・13.10.1 の「所蔵する逐次刊行物の順序表示を記録する。」は、13.10.0.1 ア)「所蔵している号の巻次および年月次を所蔵順序表示として記録する。」と記されていることの反復なので削除する。

- ・資料種別をボールド体にするなどの見やすくする工夫があつて良い。

### 3. 和漢古書について

増井委員から、次回に確定した案(NIIでの昨日の最終的な話し合いの結果を取り込んだもの)を提示するので、それをまとめて議論してほしいとの申し出があった。

次回以降の日程は、2003年1月18日、2月22日、3月22日。

以上